



## 厚生労働省 企業内人材育成推進助成金セミナー

企業内人材育成推進助成金とは、従業員の中長期的なキャリアアップを支援するため、「キャリア・コンサルティングを導入したい」「評価制度を導入したい」「技能検定の受検を促進したい」などといった、従業員の育成に取り組む事業主や事業主団体には、助成金を支給しています。

平成27年度からは、さらに助成金の創設・拡充を行います。

助成対象は、正規雇用労働者だけでなく、短時間労働者、有期契約労働者、派遣労働者、無期雇用労働者となります。

### 継続して人材育成に取り組む事業主などを支援する助成金を創設

従業員に教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティングなどを計画的に実施する制度を導入し、継続して人材育成に取り組む事業主、また、その事業主を支援する事業主団体に支給する「企業内人材育成推進助成金」を創設しました。

【助成メニュー】 ※ 個別企業助成コースと事業主団体助成コースの併用は不可 ( ) 額は中小企業以外の額

助成対象	制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人当たりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則などに規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成		
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に対する教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度 50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員に対するキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度 30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算 —	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度 20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に対し教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体について、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上を対象に導入・実施された場合、支援に要した費用の一部を助成	支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

◆実施・育成助成は10人まで

## ◇実施日時・場所・講師・お問い合わせ

- ・日時：平成27年 9月 7日（月曜日）  
開演14時～15時30分
- ・場所：東京都千代田区永田町2-2-1．衆議院第一議員会館・第二会議室
- ・講師：厚生労働省
- ・お問い合わせ  
中小企業の政策を考える会事務局 [seisaku@nippon-saisei.jp](mailto:seisaku@nippon-saisei.jp)